

「現役場庁舎を観光資源・教育施設として保存活用する要望」に対する 現庁舎の評価について

2023 年 3 月 22 日
東北大学災害科学国際研究所
助教 定池祐季

1. はじめに

2022 年 12 月 5 日、「現役場庁舎を観光資源、教育資源として保存活用することを望む会」によって、「現役場庁舎を観光資源・教育施設として保存活用する要望について」（以下、「要望書」）が提出された。本意見書では、災害社会学・地域社会学・防災教育を専門とし、災害伝承に関わる研究に携わる研究者として、要望書に記載されている「震災遺構」¹に関する内容に着目して意見を述べるものである。

本意見書では、まず「震災遺構」について定義や意義に関する既存の議論を簡単に紹介した上で所見を延べ、最後に問題点（検討課題）の提起を行うものとする。

2. 所見

(1) 「震災遺構」の定義と意義

災害遺構の定義については東日本大震災後に議論が本格し、現在も続いている状況である。定池（2017）²によると、東日本大震災後に研究者や実務者などから構成される「3.11 震災伝承研究会」（以下、「伝承委員会」）によって遺構・遺物³保存の意義、定義、想定される遺構・遺物が示され⁴、後に具体的な遺構保存候補が提示された⁵。これらの中では災害遺構・遺物の定義について以下の 2 点を示している。

(a)地震や津波の痕跡をとどめているものすべて

(b)被災下の状況、避難生活、復興への営みを物語る被災資料

¹ 本評価書では、「震災遺構」と「災害遺構」を同義で扱う。

² 定池祐季（2017）「被災地における「災害遺構」の位置づけ—北海道奥尻島の事例から—」『地域安全学会梗概集』40, pp.49-50.

³ 「3.11 震災伝承研究会」では、不動産的なものを「遺構」、動産的なものを「遺物」としている。

⁴ 「『3.11 震災伝承研究会』第 1 次提言—震災遺構の保存について—」2012 年 7 月 19 日,
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf>（最終アクセス 2017 年 5 月 7 日、現在閲覧不可）。

⁵ 「『3.11 震災伝承研究会』第 2 次提言—震災遺構保存対象物第 1 回選考結果—」, 3.11 震災伝承研究会, 2012 年 9 月 24 日,
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf>（最終アクセス 2017 年 5 月 7 日、現在閲覧不可）。

そして、遺構・遺物保存の意義としては以下の4点を示している。

- ①大津波の脅威を伝える
- ②慰霊の場として
- ③そこにあった生活の記憶
- ④震災に負けなかった、希望のしるしとして

これらはすべて、被災した人工物や自然物であり、東日本大震災をはじめとする多くの被災地では被災したモノ（実物）を災害遺構として残すかどうかという議論が行われてきた⁶。

(2) 評価

前項をふまえて、震災遺構のこれまでの定義・意義に照らし合わせて現役場庁舎について検討を加える。なお、胆振東部地震をふまえて前項の「津波」については「地震」と読み替えるものとする。

まず、定義(a)(b)に該当するかという点で評価すると、(a)については現状では該当しないといえる。現庁舎は地震に耐えたため鉄筋などが折れておらず、「目で見えてわかる被害」はない。ただし、建築の専門家などにより、「胆振東部地震の特徴を示すものである」という評価を受けた損傷があれば、該当することになる。(b)については、災害対応や復興計画の策定、事業を進めてきた場所であるので、ストーリーを整理し発信することができれば、該当するようになる。そのためには議論が必要である。

保存の意義については、①地震の脅威を伝える、は定義(a)の評価と同様であり、建築等の専門家の評価が必要である。②慰霊の場としては、通常はそこで犠牲者が発生した遺構を指すものであるが、現庁舎には胆振東部地震の献花の場所が常設されていることから、「人々が訪れ慰霊をする場所」として位置づけることも可能である。③そこにあった生活の記憶については、町並みが大きく破壊されたときに人々のかつての記憶を留めるものとしての意味合いが強いが、現庁舎周辺地域が再編された後に、かつての町の記憶を留めるものになりうるか、という議論が必要になる。④震災に負けなかった、希望のしるしとして、については、要望書にある現庁舎建設の経緯などをふまえると当てはまっているといえる。

つまり、現庁舎は大きく被災をしなかったが故に、他地域の「震災遺構」とは様相が大きく異なることから、「震災遺構」として保存・活用するためには、町民を交えた「何を伝えるために残すのか」という丁寧な議論が必要である。

⁶ ただし、火山地域については様相が異なり、定池（2015）では有珠山の災害遺構について「①被災した構造物と、②火山活動による生成物に大別される」⁶と指摘し、①の例としては、地殻変動で被災した菓子工場などを例示し、②の例として火口や断層などを例示した。定池祐季（2015）「有珠山周辺地域における災害遺構の保存と活用」『復興』、7（1）、pp.57-62。

3. 問題点（検討課題）の提起

本節では、前節をふまえて、他の被災地の例を参考に、今後の対応として3つの方法とそれぞれの検討課題、そして共通する留意点を示す。

(1) 震災遺構として保存する場合

まず、現庁舎を震災遺構として保存する場合には、既存の定義や意義をふまえた上で、厚真町独自の定義や意義を示していく必要がある。そのためには「なぜ残すのか」「何を伝えたいのか」「どのように伝えるのか」というような議論が必要である。合わせて、保存・活用していくときの費用を担保していく必要がある。

そして、上記の議論・検討と同時に厚真町内、特に保存を求める人々が具体的な災害の語り継ぎ・伝承活動の動きが見られるかということも検討材料になる。定池（2015）では、有珠山周辺地域の住民が、2000年噴火後に、専門家と連携しながら災害遺構保存を行政に働きかけるだけではなく、住民の中で災害伝承活動が始まり、ガイド団体などが結成されたことを記している。保存をしても活用されなければ意味がないので、施設の改修をしてどのような展示をするかというような議論に限らず、町民らがその場所を活用してどのように災害を伝えていくのかということも確かめていく必要がある。

(2) 震災遺構として保存せず、役場を解体する場合

次に、震災遺構として保存せず、現庁舎を解体する場合にも、要望を出した人々をはじめ、現庁舎に思い出のある人々が建物と「お別れ」できる機会を設けることと、建物の記録を残すことを提案する。

岩手県宮古市田老総合事務所庁舎（旧田老町役場）は耐震性の問題で解体が決まったが、解体前に一般に開放された。別紙の新聞記事では、訪れた人々が災害時を含めた思い出を話す様子が示されている。合わせて、解体前の建物の壁に人々がメッセージを書くことができるようにすると、人々の思い出に残る「お別れ」の場になるだろう。

また、宮城県大崎市では、老朽化による庁舎建て替えの前に、庁舎のツアーと建築史の専門家による講演会が実施された。そのように最後に庁舎の価値を確認するような機会を設けることも、庁舎への思い出を持つ人々の気持ちに寄り添うことになるのではないだろうか。

そのほか、建物の映像記録をつぶさに残すことで、解体された後もVRなどで建物の記憶を共有することも可能になる。

以上のように、もし解体することになったとしても、現庁舎を残したいという人々の思いを尊重するような機会を設けることを提案する。

(3) 議論をするためのさらなる機会を設ける場合

筆者が要望書を拝読して最も気になったのは、「望む会」の中に女性と若者が含まれているのだろうかという点である。もし、この要望書が年齢性別に偏りのある人々によ

って出されたものであるならば、その声のみで判断をすることは禍根を残すことになり、多くの町民の声をふまえた判断が必要になるだろう。

東日本大震災の被災地では、庁舎保存・解体の議論が続いているケースがあり、ここでは2例を紹介する。

岩手県大槌町では、東北地方太平洋沖地震発生後、役場前に災害対策本部を設置し、対策会議を開いている際に職員らが津波に襲われた。役場内に逃れたものの、屋上を除いてのみ込まれ、町長をはじめ、町職員39名が犠牲になった。多くの町職員が犠牲になった旧役場庁舎について町民の中には「震災対応の検証が済むまで保存すべきだ」との意見があり、保存・解体をめぐり町内の議論が二分された。また、解体差し止めを求めて住民監査請求や住民訴訟に発展した。町は「建物を目にしたくないという町民に寄り添う」として解体を推し進め、庁舎解体を公約に掲げて2015年に当選した町長のもと、2019年3月に解体を終えた。

宮城県南三陸町では、町職員33名を含め43人が犠牲になった南三陸町防災対策庁舎について、当初は保存を目指す動きが強まったが、遺族らからつらい記憶を呼び起こすとして解体を求める声もある。町は一度解体を決めたが、保存を求める声がある中で町長が業務上過失致死容疑で告訴されるなど、保存をめぐる議論に付随する様々な事情が生じている。宮城県は2015年に解体・保存の議論を尽くすために、2031年まで県有化することを提案し、町民の意見公募の結果受け入れることになった。2022年10月に防災庁舎の近くに震災伝承施設が整備された。現在、住民による「考える会」がつくられ、今後のあり方についての意見交換がなされるようになってきている。

(4)留意すべき点

現庁舎の保存・解体にかかわらず、厚真町として北海道胆振東部地震の記録・記憶を残し伝えるのかという点については、町民と共に考えていく必要がある。そのため、庁舎の保存・解体の判断が災害伝承に影響を与えないように配慮する必要があると同時に、今回の議論に「震災遺構」という観点を加えるのであれば、震災の記憶をどのように伝えるのかという全体的な議論と合わせて検討する必要がある。

宮古・田老の拠点にお別れ

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた宮古市田老地区の復旧、復興を支えた市田老総合事務所旧庁舎が12日、月内に始まる解体を前に公開された。1971年に旧田老町役場として完成して以来、地域と共に歩んだ。約100人が建物との別れを惜しんだ。

現在は使われていない建物の1階に、旧田老町の記念誌やパンフレット、往時をしのぶ写真パネルなどが展示された。

訪れた人は「昭和の時代、屋上でバーベキューをして火事と間違われた」「震災では親類が避難した。救援物資の仕分けを手伝うために何日も通った」など、思い出を語り合った。

震災時 復旧・復興支える

旧町役場庁舎 解体前に公開

庁舎は鉄骨3階で延べ床面積2347平方メートル。田老地区で181人が亡くなった震災の津波では浸水を免れ、約200人が避難した。復旧期には警察、消防、自衛隊の拠点となり、臨時の診療所や郵便局も置かれた。耐震診断で強度不足が判明。20年5月、新庁舎移転に伴い閉所した。

解体は20日に始まり、跡地には市が津波資料館を整備する。庁舎完成の年に町職員となった武蔵孝進さん(69)は「斬新なデザインで町で一番大きな建物だった。どの部屋にも思い出がある。震災では復興の拠点となった。感謝の言葉しかない」と話した。



解体を前に公開された旧庁舎。大勢の人が別れを惜しんだ

大崎・田尻総合支所 建て替えてお別れ会

さようなら円形庁舎

老朽化による建て替えが決まった大崎市田尻総合支所（同市田尻）で16日、円形庁舎のお別れ会が開かれた。旧田尻町のシンボルだったユニークな庁舎を元町職員や住民が見学し、別れを惜しんだ。田尻まちづくり協議会の主催。



5月に予定される解体を前に約110人が訪れ、庁舎を巡った。仙台高専の相模喜雄准教授（建築史）が講演し、「庁舎として残る円形建築はおそらく唯一」と価値を評価。建築データや部材保管のほか、円形庁舎の記憶を後世に伝える重要性を説いた。

合併による新制田尻町の発足後、町の融和を図る意図があったと建設のエピソードを披露した元田尻町長。解体を前に円形庁舎を見学する元町職員ら

の堀江俊正さん(80)。「不便さもあったが田尻の宝。一抹のさみしさがある」と庁舎への思いを語った。

1958年に旧田尻町役場として建てられた円形庁舎は、建築家坂本鹿名夫設計の鉄筋2階で延べ床面積約830平方メートル。東日本大震災で壁に亀裂が入る被害を受けた。建築学会や地元から保存を求める声が上がったが、市は円形庁舎の取り壊しと新庁舎の現在地への建設を決めた。

新庁舎は地元産材を使う木造平屋で1000平方メートル。事業費は約5億7000万円。2018年度中の完成を目指し、総合支所の業務は田尻スキップセンターに移す。

【おわび】

18日15面の「さようなら円形庁舎」の記事で、元田尻町長は堀江敏正さんでした。